

お近くの方々にも
お伝えください。
配布等については
許諾は不要です。



熊本地震で被災された皆さまへ

いつもの生活を 取りもどすための 役立つ情報まとめ

政府からのお知らせ

2016年4月28日発行

2016年5月12日更新

2016年5月18日更新



政府からのお知らせです。

いつもの生活を取りもどすための
役立つ情報をまとめています。



熊本地震で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

このハンドブックは、被災者の皆さまに役立つ情報・支援制度の情報等をまとめました。

ご家族や周囲の方にもお声をかけていただき、ご活用いただければ幸いです。

目次

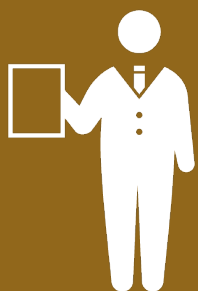
P.4~7

必ずお読みください



悪質商法・詐欺等に注意

今回の地震で発生している具体的な被害とその対策、相談窓口を掲載しています。



手続きのこと

P.9/10

罹災証明書の発行や、よくあるご質問

- P.11 行政手続等に関する相談窓口
- P.12 公営住宅等の申込み等
- P.13 国税に関する申告・納付等の期限延長措置 (P.14 税務署所在地一覧)
- P.15 土地・建物の権利証の紛失等
- P.16 法的支援に関する相談窓口
- P.17~21 各種料金の減免について (電気・ガス・電話・インターネット・NHK)



教育・子育て 就職活動のこと

- P.23 子どもの遊び
- P.24 高等学校等就学支援金の申請
- P.25 学生の金銭面での支援
- P.26 就職活動中の学生・生徒向け情報



医療・健康のこと

P.28~31

避難生活での健康・衛生管理チェックシート

熱中症・砂やほこり・ノロウイルスなどの感染症・お口（くち）の衛生・エコノミークラス症候群（予防するための足の運動もご紹介しています。）・生活不活発病・食中毒・アレルギーに関する情報を掲載しています。

- P.32 体調がおかしいときは（熊本県内の医療機関のご紹介）
- P.33 保険証が無くても医療機関等を受診でき、受診の負担は猶予されます
- P.34 公費負担医療や介護サービスを受けている方へ
- P.35 アフターケア受診・義肢等補装具の購入・修理費用の支給



お金のこと

- P.37 被災者生活再建支援金の支給
- P.38 一時的な生活費の貸付
- P.39 生活保護制度における義援金の取扱い
- P.40 金融庁相談ダイヤル
- P.41 国民年金保険料の免除、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金等の納付猶予
- P.42 生命保険の保険料払込猶予等の情報
- P.43/44 地震保険、自動車保険、傷害保険等の損害保険に関する手続猶予や問い合わせ先等
- P.45 年金の支払い停止解除
- P.46 住宅ローン等の免除・減額申し出
- P.47 被災住宅を復旧するための資金融資
- P.48 被災した労働者の方へ災害復旧資金の融資
- P.49 雇用保険失業給付の特例措置
- P.50 ハローワーク問い合わせ先一覧
- P.51 労災保険の支給
- P.52 労災年金の定期報告書の提出期限延長
- P.53 中小企業退職金共済・勤労者財産形成持家融資の特例
- P.54 個人向け国債の中途換金を請求する場合の手続きの特例



事業主の方へ

- P.56 中小企業者向け情報
- P.57 農林水産業を営む方へ



情報

- P.59/60 許認可等の有効期間の延長など
- P.61/62 避難所を運営される方へ

(男女共同参画の視点から) 避難所を運営される方向け：避難所チェックシート付

- P.63 コミュニティラジオのご案内
- P.64 公衆無線LANご利用について
- P.65/66 外国人の方や聴覚障害者の方のコミュニケーションをサポートするアプリのご案内

P.67 平成28年度補正予算について



悪質商法・詐欺等に注意

過去の震災発生の際、震災に便乗した点検商法やかたり商法等の悪質な勧誘行為や詐欺等が発生しています。

こんな被害に遭っていませんか

実際に、被災地だけでなく各地で被害が発生しています。

被災者への 支援を 装った詐欺

- ・ 高齢者が電話で下記の話を持ちかけられた。
 - ✓ 「仮設住宅に入れなくて困っている熊本の被災者のために宝くじをやっており、あなたが当選した」
 - ✓ 「熊本地震にあった人が老人ホームを探している。名義を貸してほしい」
- ・ 被災者を装った男が、路上で「熊本まで帰る金がないので、貸してほしい」と嘘を言い、大学生から1万円をだまし取った。

工事の勧誘

- ・ 余震が続いている中、高額な瓦で修繕するよう勧められた。

義援金を 装った詐欺

- ・ ボランティアを名乗る女性から不審な電話があり、「熊本地震の募金を集めている。1口3,000円だ。集金に行くので家族構成、名前、年齢を教えてください」と言われたが断った。電話番号は非通知で、団体名も名乗らなかった。
- ・ 数日前、友人宅に2人組の不審な訪問があり、熊本地震の被災者への寄付金を求められたようだ。信用できないと思い断ったら、すぐに帰ったという。
- ・ 高齢者が、電話で、市役所職員を名乗る女性に「熊本地震の義援金を市役所で集めている。一口5,000円からで、職員が自宅まで取りに行く」などと持ちかけられた。市役所に確認すると、そのような事実はなかった。

義援金を装った詐欺には、以下のことを注意しましょう！

- 義援金は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認し、納得した上で寄附しましょう。義援金を口座に振り込む場合は、振込先の名義・口座番号をよく確認しましょう。
- 不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。万が一、金銭を要求されても、決して支払わないようにしてください。

過去の震災時に寄せられた 消費者相談の例とアドバイス

消費者庁

平成28年(2016年)熊本地震関連情報

<http://www.caa.go.jp/earthquake20160414/>

不動産賃貸	
震災被害を受けたアパートから退去を申し出ると、違約金を請求された。	震災被害でアパートに住めないために退去したのであれば、違約金を支払う必要はありません。万が一、契約の中に、天災のような不可抗力の場合でも、あらかじめ契約した期間住まないと違約金を支払わなければならないという取決めがあったとしても、無効の主張ができると考えられます。個別の事情によっても異なりますので、契約書類を持って、各地の消費生活センター（消費者ホットライン「188」番）や弁護士会などの法律相談に相談してください。
大家から賃貸マンションの退去を求められた。退去しないといけないのか。また、退去に伴う引っ越し費用や敷金の返却を請求できるか。	退去しなければならないかは、建物の損壊の程度や、建物の修繕にかかる費用や修繕によって延びる建物の耐用年数、立ち退きによって受ける借主の不利益、貸主からの立退料の支払いの有無とその金額など、様々な条件で総合的に決まります。まずは、貸主とよく話し合いをしてみましょう。話し合いがうまくいかない場合には、各地の消費生活センター（消費者ホットライン「188」番）や弁護士会などの法律相談に相談しましょう。また、敷金は原則として借主に戻ってきますので、返金の請求はできます。
工事・建築	
業者に地震で壊れた屋根の修理を依頼したが、高額な代金を請求された。	業者に請求内容の明細を求めてください。契約した覚えのない工事が含まれていた場合、その工事に係る料金については支払義務はないと考えられます。不審に思うことがあれば、各地の消費生活センター（消費者ホットライン「188」番）に相談しましょう。業者の説明を鵜呑みにしてその場で契約しないことが重要です。複数の会社から見積りを取り、十分検討した上で契約してください。
自宅を訪ねてきて、屋根が壊れていると強引に修理を勧誘する業者がいる。	強引な勧誘を受けても、急いで契約をしないようにしましょう。既に契約してしまった場合でも、訪問販売であれば、契約書をもらってから8日間はクーリング・オフができます。強引な勧誘を受けた場合には、訪問販売でなくても、また、クーリング・オフ期間が過ぎてしまっている場合でも、契約の取消しができる可能性があります。いずれの場合においても、個別の事情によって異なりますので、契約した場合には契約書などを持って、各地の消費生活センター（消費者ホットライン「188」番）や弁護士会などの法律相談に相談してください。
修理サービス	
震災で倒れた墓石を勝手に修理され、高額な料金を請求された。	依頼しておらず、不要な修理をされたのであれば、料金を支払う必要はありません。業者に請求を取り下げてもらおうよう、話し合いましょう。強引に金銭を要求された場合には、各地の消費生活センター（消費者ホットライン「188」番）や警察に相談しましょう。
フリーローン・サラ金	
震災被害者救済のため、個人から事業者まで書類不要で融資するという勧誘のFAXが自宅に送られてきた。	利息制限法の規制を超える高金利で貸付けを行う悪質なヤミ金業者、クレジットカード会員規約に違反する現金化を勧める業者などの可能性があります。少しでも不審に思う点があれば決して申し込まず、最寄りの消費生活センター（消費者ホットライン「188」番）などの窓口にご相談ください。また、高金利貸付けや取立てでの脅しなどについては、警察にご相談ください。
地震保険	
保険会社に、一部損にも満たないため保険金支払の対象外と言われた。	地震保険では、損害保険会社共通の「損害認定基準」に基づき、保険の対象である建物及び家財について、その損害の程度に応じ、全損、半損、一部損の3段階に区分して損害認定をします。なお、損害の程度が一定の基準を下回る場合は、保険金支払の対象外となります。また、支払われる保険金は、全損であれば地震保険金額の100%、半損であれば50%、一部損であれば5%となります。保険会社の損害認定に不服がある場合には、当該保険会社の保険金支払に関する相談窓口へお問い合わせください。また、（一社）日本損害保険協会が運営する「そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）」で相談や苦情の申し出、紛争解決手続の申立てをすることができます。
デジタルコンテンツ（架空請求メール）	
携帯電話に災害情報サイト利用料を請求するメールが届いた。すぐ支払わないと訴えともされている。	災害情報サイト等は、多くの通信会社が利用料無料で提供している場合が多いと考えられますので、これらの請求については、架空請求の可能性があります。請求された内容について不明な点や不安があった場合には、相手に連絡したり、料金を支払ったりする前に、各地の消費生活センター（消費者ホットライン「188」番）等に相談してください。強引に金銭を要求された場合には、警察に相談しましょう。

空き巣等に注意！

不在の自宅や店舗等を対象に空き巣等の侵入窃盗が発生しています。

以下のような防犯対策を、常に心がけましょう。

■避難または留守にするときは、貴重品を持ち出すこと

■短時間の留守でも鍵かけを！ ～施錠の徹底～

■避難先や移動先でも、置引き等の被害に注意を！

連絡先一覧

所属	電話番号
熊本県警察本部	096-381-0110
熊本北警察署	096-323-0110
熊本南警察署	096-326-0110
熊本東警察署	096-368-0110
玉名警察署	0968-74-0110
荒尾警察署	0968-68-5110
山鹿警察署	0968-44-0110
菊池警察署	0968-24-0110
大津警察署	096-294-0110
小国警察署	0967-46-2110
阿蘇警察署	0967-22-5110
高森警察署	0967-62-0110
御船警察署	096-282-1110
山都警察署	0967-72-0110
宇城警察署	0964-33-0110
八代警察署	0965-33-0110
氷川警察署	0965-62-4110
芦北警察署	0966-82-3110
水俣警察署	0966-62-0110
人吉警察署	0966-24-4110
多良木警察署	0966-42-4110
天草警察署	0969-24-0110
上天草警察署	0964-56-0110
牛深警察署	0969-73-2110

熊本県警ホームページ



[http://
www.pref.kumamoto.jp/
police/](http://www.pref.kumamoto.jp/police/)

消費者トラブル・詐欺など 下記へご相談ください

被災地域及び被災者の方が、不動産賃貸、工事・建築その他の事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などについて相談したいときはこちら。

国民生活センター

熊本地震

消費者トラブル 110番

なくそうよ心配

0120-7934-48

(通話料無料)

- ・ 開設日：4月28日（木）～
- ・ 開設時間：10:00～16:00（土日祝日含）
- ・ 対象地域：九州地方（沖縄県を除く）
九州地方以外からはつながりません。

被災地域の方・被災地域以外の方を問わず、不動産賃貸、工事・建築その他の事業者とのトラブルに関する相談はこちら。

消費者ホットライン

いやや
188

(通話料有料)

- ・ 年末年始（12月29日～1月3日）を除いて、原則毎日ご利用いただけます。
- ・ 市区町村の窓口が受付時間外の場合などは、都道府県の消費生活センターなどにつながるか、または、窓口の「名称」、「受付時間」や「電話番号」のお知らせをします。お知らせとなった場合は、後日おかけ直してください。
- ・ 土日祝日には、国民生活センターにおつなぎすることもあります。

警察相談専用電話

#9110

(通話料有料)

- ・ 受付時間：平日 8:30～17:15（各都道府県警察本部で異なります）土日・祝日及び時間外は、24時間受付体制の一部の県警を除き、当直またはテープによる案内等で対応しています。

全国どこからでも、電話をかけた地域を管轄する都道府県警察本部の警察総合相談室などにつながります（携帯電話も利用可）。一部のIP電話からはご利用できません。各都道府県警察の相談総合窓口電話番号をご利用ください。

被災者の皆さまが金融機関等とのお取引に関することでお悩みのときや、金融機関等をかたる詐欺などに関してのお問合せやご相談はこちら。

金融庁

相談ダイヤル

0120-156-811

(通話料無料)

- ・ IP電話から；03-5251-6813
- ・ 開設時間：平日10:00-17:00



手続きのこと

手続

りさい
各種手続きに必要な「罹災証明書」発行

「罹災証明書」は、地震による家屋の被害の程度等を証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種融資の申請、共済金の支払請求等に必要となる場合があります。なお、生命保険・損害保険の保険金等の請求にあたって「罹災証明書」は原則不要です。

りさい
罹災証明書

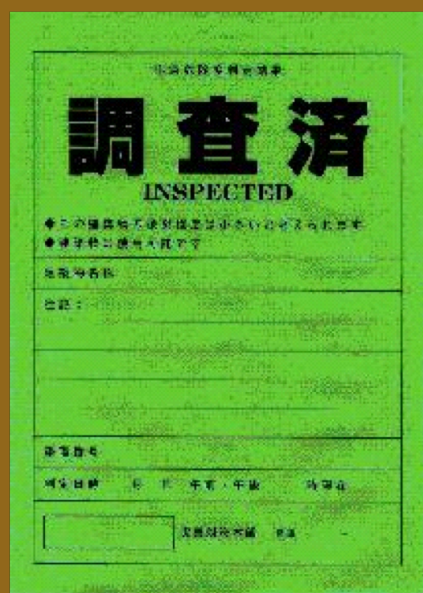
- ・ 発行窓口は各市町村です。
- ・ 証明書の発行に時間がかかる場合があります。
- ・ 被害状況の写真が必要となる場合があります。
- ・ 必要な書類が異なる場合があります。
- ・ 詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。



りさい
罹災証明書・応急危険度判定
よくあるご質問

りさい
「罹災証明書」を受けるための被害認定は、被災建築物の「応急危険度判定」とは違う調査なのですか

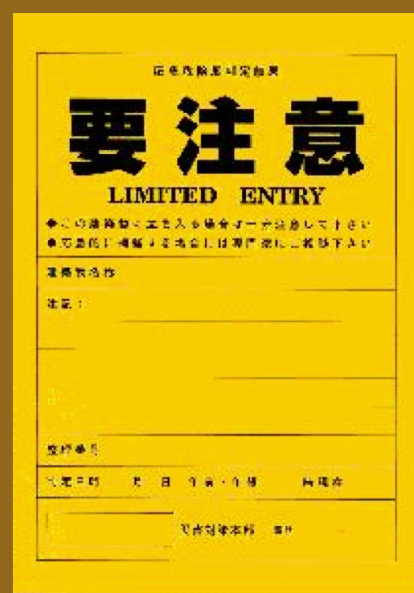
被災建築物の応急危険度判定は、余震等による二次災害の防止のため、緊急に建物の倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下などの危険性をチェックし「危険（赤）」「要注意（黄）」「調査済（緑）」のステッカーを貼付するものです。「罹災証明書」を受けるための被害認定とは異なります。



判定ステッカー

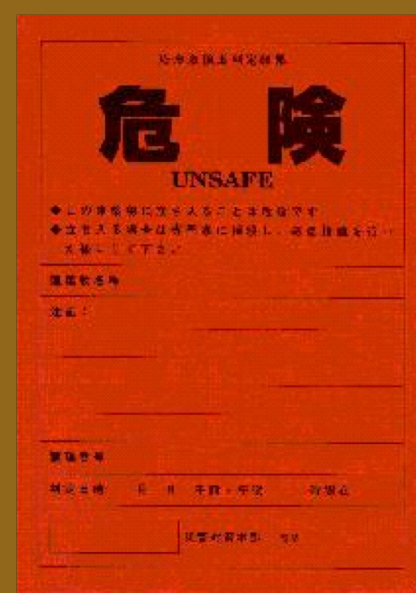
緑：「調査済」

この建築物は被災程度が小さい



黄：「要注意」

この建築物に立ち入るときは十分注意



赤：「危険」

この建築物に立ち入ることは危険（立ち入る場合は応急措置が必要）

応急危険度判定で「危険」と判断された住宅は、被害認定でも「全壊」になるのですか

応急危険度判定において「危険」と判断されても、建物の外壁の落下のおそれなどにより、「危険」とされている場合などがあり、被害認定で必ず「全壊」と認定されるわけではありません。ステッカーの注記欄の内容をよくご確認ください。一方で、応急危険度判定の結果において、建物全体の崩壊や著しい傾斜が確認できる場合などは、この判定結果を「罹災証明」の手続きに活用できるケースもあります。



行政手続等に関する 相談窓口

総務省熊本行政評価事務所及び九州管区行政評価局では、今回の震災に関する熊本県内からのいろいろなお問い合わせや相談を受け付けています

4月20日開設

熊本行政評価事務所

0120-110-430

・ 熊本県全域から発信できます。

(通話料無料)

4月29日開設

九州管区行政評価局

0120-176-110

・ 熊本県全域から発信できます。

(通話料無料)

- ・ IP電話などの場合はナビダイヤル **0570-090110** (通話料有料) をご利用ください。
- ・ 受付時間：平日 8:30～17:15 (当分の間は土日・祝日も受付中)

最新の情報は熊本行政評価事務所ホームページ「平成28年熊本地震に関する生活支援の情報」に掲載されています。支援金や住宅・宿泊施設、免許証の再発行手続き等の情報もこちらからご参照ください。



総務省

熊本行政評価事務所

<http://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu/kumamoto.html>

手続

公営住宅等の申込み等

公営住宅やUR賃貸住宅の申込み

公営住宅やUR賃貸住宅等では、平成28年熊本地震により被災した方の申込みを受け付けています。申込みを受け付けている公営住宅等の問合せ先一覧はこちらです。

りさい
※罹災証明書は、後日の提出で可としている場合があります。



国土交通省「被災された方の申込みを受け付けている公営住宅等の問い合わせ先一覧」

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000027.html

応急仮設住宅（借上げ型）の提供

平成28年熊本地震により受けた被害により、住むことができる住居がない状況にあり、自らの資力で新たな住居が確保できない方に、熊本県が民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として無償で提供しています。申込の受付は、被災当時に居住していた市町村の窓口で行います。新たに住居を建設する建設型の応急仮設住宅についても、一部の市町村で建設が進められています。その状況については、それぞれの市町村にお尋ねください。



熊本県「民間賃貸住宅借上げ制度（みなし応急仮設住宅）について」

http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_15583.html

住宅の応急修理

平成28年熊本地震により住居が被害を受け、自らの資力では修理ができない方（応急仮設住宅の対象となる方を除きます）に対し、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するものです。申込の受付は、被災当時に居住していた市町村の窓口で行います。



熊本県「熊本地震で被災した住宅の応急修理について」

http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_15582.html

手続

国税に関する
申告・納付等の期限延長措置

熊本県に納税地を有する納税者の方へ

全ての国税について
平成28年4月14日以降に到来する
申告・納付等の期限を延長しました

熊本県以外の地域に納税地を有する納税者につきましても、災害により被害を受けた場合には、所轄税務署長から承認を受けることにより、申告・納付等の期限を延長することができますので、状況が落ち着きましたら、税務署へご相談いただきますようお願いいたします。

確定申告分の
振替納税

平成27年消費税の確定申告分の振替納税に関し、熊本県に納税地を有する方については、口座振替を一旦中止いたしました。新しい振替日については、今後、被災された方々の状況に十分配慮して検討してまいります。

また、①熊本県以外の地域に納税地を有する方の平成27年消費税の確定申告分、②平成27年所得税の確定申告分の振替納税については、口座振替が行われた後であっても、一定の要件を満たせば、納税の猶予として、一旦その納税額を還付できる場合がありますので、税務署へご相談いただきますようお願いいたします。

まずは
税務署へ
ご相談を

上記の申告・納付等の期限の延長以外にも、災害にあった場合の税制上の措置として、
①納税の猶予、②相続税・贈与税の免除又は軽減、③所得税の全部又は一部の軽減などがあります。

●税務署所在地・案内（熊本県）

税務署名	所在地	電話番号	管轄地域
阿蘇	〒869-2693 阿蘇市一の宮町宮地1944番地	0967-22-0551	阿蘇市 阿蘇郡
天草	〒863-8686 天草市古川町4番2号	0969-22-2510	上天草市 天草市 天草郡
宇土 (うと)	〒869-0493 宇土市北段原町15番地 宇土合同庁舎	0964-22-0410	宇土市 宇城市 下益城郡
菊池	〒861-1393 菊池市隈府(わいふ)874番地1	0968-25-2121	菊池市 合志市 菊池郡
熊本西	〒860-8624 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟	096-355-1181	熊本市(中央区、西区、南区、北区)
熊本東	〒862-8702 熊本市東区東町3丁目2番53号	096-369-5566	熊本市(東区) 上益城郡
玉名	〒865-8691 玉名市岩崎273番地 玉名合同庁舎	0968-72-2125	荒尾市 玉名市 玉名郡
人吉	〒868-8691 人吉市寺町20番地1	0966-23-2311	人吉市 球磨郡
八代	〒866-8605 八代市花園町16番地2	0965-32-3141	八代市 水俣市 八代郡 葦北郡
山鹿 (やまが)	〒861-0591 山鹿市山鹿970番地 山鹿合同庁舎	0968-44-2181	山鹿市

●税務署所在地・案内（大分県）

税務署名	所在地	電話番号	管轄地域
宇佐	〒879-0498 宇佐市大字上田1055番地1 宇佐合同庁舎	0978-32-0360	豊後高田市 宇佐市
臼杵 (うすき)	〒875-8686 臼杵市大字臼杵2の107番637	0972-63-8522	臼杵市 津久見市
大分	〒870-8616 大分市中島西1丁目1番32号	097-532-4171	大分市 由布市
佐伯 (さいき)	〒876-0804 佐伯市蟹田(がんだ)9番5号	0972-22-0910	佐伯市
竹田	〒878-8791 竹田市大字会々1650番地17	0974-63-3141	竹田市
中津	〒871-8642 中津市大字中殿550番地20 中津合同庁舎	0979-22-3111	中津市
日田 (ひた)	〒877-8691 日田市田島2丁目7番1号	0973-23-2136	日田市 玖珠郡
別府	〒874-8686 別府市光町22番25号	0977-23-2111	別府市 杵築(きつき)市 国東市 東国東郡 速見郡
三重	〒879-7192 豊後大野市三重町市場1225番地9 三重合同庁舎	0974-22-1015	豊後大野市

国税に関する申告・納税等の期限の延長措置について、お知りになりたいことがありましたら、電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、所轄の税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。なお、個別のご相談については、番号「2」を選択して、所轄の税務署へご相談ください。

手続

**土地・建物の権利証を紛失しても
その権利を失うことはありません**

土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失しても「土地・建物の所有権等の権利」を失うことはありません。

**境界標や石垣の基礎部分などは
可能な限り保存してください**

がれきの撤去などの復旧作業に際して、境界標（コンクリート杭・金属鋸など）、塀・石垣の基礎部分や側溝などは、土地の境界を特定するために役立つものですので、可能な限り保存してください。

ご不明な点がございましたら、法務局にご相談ください。

熊本地方法務局**096-364-2145****音声ガイダンス番号 2 → 1 → 2**

・ 受付時間：平日 8:30～17:15



法的支援に関する 相談窓口

法テラス

日本司法支援センター（法テラス）は、国民の皆さまがどこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるようにしようという構想のもと設立された、法務省所管の法人です。

法テラスでは、被災された皆さまが抱えている問題（住まい・不動産、金銭の借入れ、損害賠償等）について、解決に役立つ法制度や相談窓口等の情報提供を行っております。

震災 法テラス ダイヤル

おなやみレスキュー

0120-078309

（通話料無料）

・受付時間：平 日：9:00～21:00
土曜日：9:00～17:00（日祝日休）

※「震災 法テラスダイヤル」は震災関連専用のダイヤルです。震災被害以外の問い合わせについては、法テラス・サポートダイヤル（0570-078374）をご利用ください。



なお、ホームページ上で、法的支援に関する情報をまとめた「平成28年（2016年）熊本地震に関するQ&A」を公開しています。ぜひご活用ください。

<http://www.houterasu.or.jp/earthquake/qaindex.html>

手続

各種料金の減免について

被災されて住宅などに被害に遭った方の、電気料金・ガス料金・電話料金等の減免手続きについては、申し出が必要な場合があります。受けられた方が申し出た場合、不使用期間に応じた基本料金の免除、支払期日の延長、工事費負担金の免除等の特例等を受けることができます。対応は各社ごとに異なりますので、契約先にお問い合わせください。

電気

九州電力(株)

最寄りの営業所にご連絡ください。

玉名営業所	0120-986-601
大津営業所	0120-986-602
熊本西営業所	0120-986-603
熊本東営業所	0120-986-604
宇城営業所	0120-986-605
八代営業所	0120-986-606
天草営業所	0120-986-607
人吉営業所	0120-986-608
日田営業所	0120-986-502

受付時間

平日（月曜日～金曜日）9時から17時

西部ガス(株)

お客さまサービスセンター

電話：0570-000-312（ナビダイヤル）

※ナビダイヤルをご利用になれない場合

電話：092-633-2440

受付時間 9:00～20:00

KDDI(株)

携帯電話、PHS、固定電話から

0120-925-881

受付時間 9:00～20:00 年中無休/通話料無料

(株)ジュピターテレコム

カスタマーセンター

0120-914-000

受付時間 9:00～18:00、年中無休

イーレックス・スパーク・マーケティング(株)

カスタマーセンター

0120-124-862

丸紅新電力(株)

法人のお客さま：事業部

03-3282-3375

個人のお客さま：カスタマーセンター

0570-000-821

(株)エネット

0120-2233-79

受付時間 平日 9:00～17:30

(12:00～13:00および年末年始を除く)

ガス

熊本・大分の県外に避難されている場合でも、ガス会社によって特例措置を受けられる場合がありますので、契約先にご相談ください

●都市ガス

西部ガス(株)

お客さまサービスセンター

電話：0570-000-312（ナビダイヤル）

※ナビダイヤルをご利用になれない場合

電話：092-633-2440

受付時間 9:00～20:00

大牟田瓦斯(株)

代表電話：0944-53-1021

九州ガス(株)

八代支店 お客様サービスグループ 事務係

電話：0965-33-2386

山鹿都市ガス(株)

総務部

電話：0968-44-6311

大分瓦斯(株)

営業部営業企画課

電話：0977-26-0284

●簡易ガス

西部ガスエネルギー(株)

<熊本地区>熊本支店 096-378-2151

<菊池・合志地区>熊本北営業所 0968-38-5575

(株)ツバメ商会

096-377-2822

大分瓦斯(株)（都市ガス共通）

営業部営業企画課

電話：0977-26-0284

電話・インターネット

○NTT西日本（西日本電信電話(株)）

NTT西日本の固定電話から

(局番なし) 116

携帯電話、PHSから

0800-2000-116

（NTT西日本エリア以外からはご利用になれません）

受付時間：9:00～17:00（年末年始12/29～1/3を除く／通話料無料）

○エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)

固定電話、携帯電話、PHSから

0120-506-100

受付時間：9:00～17:00（土日祝日を除く／通話料無料）

○九州通信ネットワーク(株)（QTNet）

固定電話、携帯電話、PHSから

0120-86-3727

受付時間：9:00～21:00（年中無休／通話料無料）

050-IP電話から

050-6620-3727

受付時間：9:00～21:00（年中無休／050発は通話料無料、一部050発、他の端末からは通話料有料）

○(株)ジュピターテレコム（J：COM）

固定電話、携帯電話、PHSなどから

0120-914-000

受付時間：9:00～18:00（年中無休／通話料無料）

○(株)NTTドコモ

ドコモ携帯電話から

(局番なし) 151

その他の携帯電話、固定電話などから

0120-800-000

受付時間：9:00～20:00（年中無休／通話料無料）

電話・インターネット（つづき）

○KDDI(株)

①au携帯電話に関するお問い合わせ

au携帯電話から

(局番なし) 157

その他の携帯電話、固定電話などから

0077-7-111

上記番号がつかない場合

0120-977-033

受付時間：9:00～20:00（年中無休／通話料無料）

②KDDI固定通信サービスに関するお問い合わせ

固定電話、携帯電話、PHSから

0077-777

上記番号がつかない場合

0120-22-0077

受付時間：9:00～20:00（年中無休／通話料無料）

③ケーブルプラス電話に関するお問い合わせ

ひまわりてれび（西九州電設（株））

※熊本県玉名市、玉名郡長洲町にお住まいの方

固定電話、携帯電話、PHSから

本社 0957-37-6177

玉名営業所 0968-71-0805

受付時間：9:00～18:00（日・祝日を除く／通話料有料）

○ソフトバンク(株)

①ソフトバンク携帯電話に関するお問い合わせ

ソフトバンク携帯電話から

(局番なし) 157

受付時間：9:00～20:00（年中無休／通話料無料）

その他の携帯電話、固定電話などから

0800-919-0157

受付時間：9:00～20:00（年中無休／通話料無料）

②ソフトバンク光に関するお問い合わせ

固定電話、携帯電話、PHSから

0800-111-2009

受付時間：10:00～19:00（年中無休／通話料無料）

③「Yahoo!BB」などのインターネット接続サービスに関するお問い合わせ

固定電話、携帯電話、PHSから

0120-981-030

受付時間：10:00～19:00（年中無休／通話料無料）

④「ODN」など上記以外の一部インターネット

接続サービス、「おとくライン」など

固定電話サービスに関するお問い合わせ

固定電話、携帯電話、PHSから

0800-222-6878

受付時間：9:00～17:00

（土日祝日除く／通話料無料）

⑤ワイモバイルのサービスに関するお問い合わせ

ワイモバイル携帯電話から

(局番なし) 151

受付時間：9:00～20:00（年中無休／通話料有料）

その他の携帯電話、固定電話などから

0570-039-151

受付時間：9:00～20:00（年中無休／通話料有料）

（注）0120、0800から始まる番号は、一部のIP電話等から発信できない場合があります。

NHK

平成28年4月14日に発生した「平成28年熊本地震」における放送受信料の免除について、次のとおり実施します。

免除の範囲

災害救助法が適用された区域内（※）において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約

（※）今後、区域が追加された場合も免除の範囲に含めます。

免除の期間

平成28年4月から平成28年5月まで（2か月）

免除の手続

- ・ NHKによる調査、または放送受信契約をいただいている皆さまからのお届けにより、免除対象となる方を確定させていただきます。
- ・ 免除が適用される期間の放送受信料について、前払い等によりすでにお支払いいただいている場合や今後お支払いいただいた場合は、お支払い分を免除期間終了後のご請求分に充当させていただきます。返金を希望される場合は、NHKまでご連絡ください。

問い合わせ先

0570-077-077

（ナビダイヤル：通話料有料）

- ・ ナビダイヤルがつかない場合
050-3786-5003（通話料有料）
- ・ 受付時間：9:00~20:00



教育・子育て・就職活動のこと

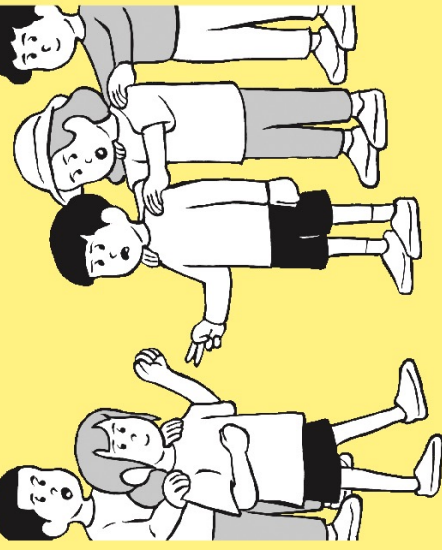
✂️ 子どもの遊び

子どもは大きなストレスを受けていても、ニコニコしていたりおとなしくしていることもあります。決して平気なわけではありません。遊ぶことによって、子どもたちは安全・安心感を再確認したり、避難生活のストレスを解消したり、心の奥に閉じ込めている感情（悲しみ、怒り、自責感、孤独感など）を遊びの中で表現できるようになります。援助者が見守って遊びをうまく行えば、子どもたちは感情をコントロールしていることが実感できます。避難生活では、子どもの年齢に応じた遊びを工夫しましょう。



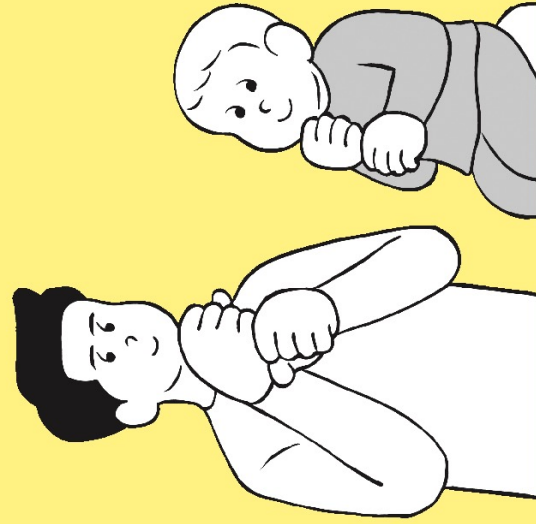
体を動かす遊び

ドッジボール、手打ち野球、大縄跳びなどを行います。



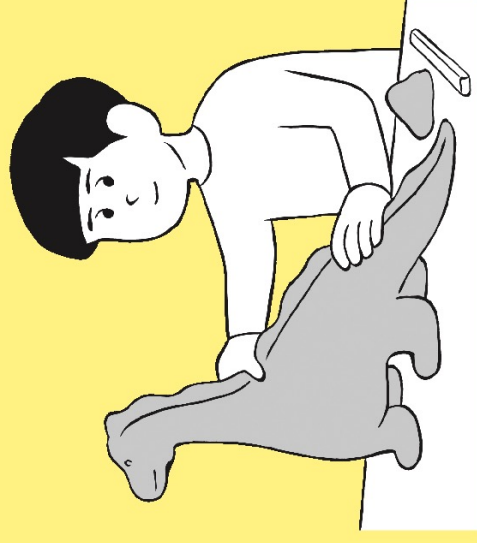
じゃんけん列車

大勢で楽しむじゃんけん。まずはそれぞれが、身近な人をひとり見つけて、二人でじゃんけん。負けた人は勝った人の後ろにつき、前の子の肩に手を置いてつながり「列車」になります。



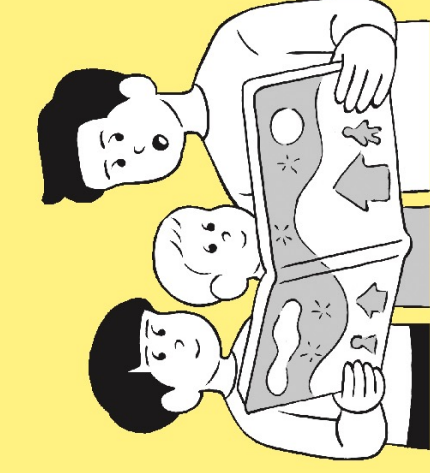
手遊び（幼児向け）

あたま・かた・ひざ・ポン、ひげじいさん、歌遊びのなべなべそこぬけなど、簡単にできる遊びをやってみましょう。



工作

折り紙、新聞紙、粘土などを使った工作をします。



そのほかの遊び

絵本の読み聞かせ、人形遊び（パペット）、将棋、囲碁、トランプなどのゲームを行います。

※家屋の倒壊などのおそれがない場所で遊びましょう。

教育

高等学校等就学支援金の申請

被災により申請書や課税証明書等の提出が申請期限に間に合わない場合には、4月分からの支給が可能です

今回の被災によりご家庭の収入状況に変更がある場合、就学支援金の支給額が変更される可能性があります

上記に該当する場合やご不明点等ございましたら、在籍する学校または以下のURLより学校所在地の都道府県の窓口までご連絡ください。



公立高等学校担当窓口

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm



私立高等学校担当窓口

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm

教育

学生の金銭面での支援：緊急採用奨学金等

今回の震災により、家計が急変して、奨学金を希望する学生、あるいは今回の被災で奨学金の返還が困難になった方などへのご案内です。

適用地域

災害救助法適用地域（近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で同等の災害に遭ったものについても、適用地域に準じて取り扱うものとします。）

緊急採用奨学金

- ① 対象者：本災害により家計が急変し、奨学金を希望する者。
- ② 申込方法：在学している学校を通じて申し込む。
- ③ 奨学金の種類：第一種奨学金（無利息）、第二種奨学金（利息付）

減額返還・返還
期限猶予の願出
受付

- ① 対象者：本災害により奨学金の返還が困難となった者。
- ② 願出方法：「奨学金減額返還願」または「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構へ提出する。

JASSO支援金の
申請受付

- ① 対象者：本災害により学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた者。
- ② 申請方法：在学している学校を通じて申し込む。
- ③ 支給額：10万円（返還不要）



JASSO 日本学生支援機構HP

<http://www.jasso.go.jp>

※具体的な申込み方法は、在学されている学校にご相談ください。

教育

就職活動中の学生・生徒向け情報

厚生労働省と文部科学省は主要経済団体、業界団体に対して以下を含む特別な措置について、最大限の柔軟な対応の検討等を要請しました。

1. ホームページ等を活用した企業説明会のさらなる実施
2. 被災した学生・生徒等からのエントリーシートの提出期限の延長
3. 被災した学生・生徒等にかかる採用選考日程の別途設置

被災した学生・生徒等の皆さまの相談に対応するための学生等震災特別相談窓口を、熊本県及び大分県の新卒応援ハローワークに設置しました。エントリーシートの提出をはじめ、就職活動に係るご相談は、学生等震災特別相談窓口にお寄せください。

熊本ヤング

ハローワーク

開庁時間：平日 8:30-17:15

熊本市中央区水前寺1-4-1水前寺駅ビル2F

TEL096-385-8240

大分新卒応援

ハローワーク

開庁時間：平日 9:30-18:00

大分市高砂町2-50 OASISひろば21 B1F

TEL097-533-8600

相談は最寄りのハローワークでも受け付けています
熊本労働局及び大分労働局のハローワークについて
(詳細はP.50)



医療・健康のこと



避難生活での 健康・衛生管理 チェックシート

体調を崩さないよう、十分気を付けましょう

熱中症

- こまめに水分をとりましょう。
- 気温が急に上昇した日、家財道具等の片付け作業を行う時、車の中等は特に注意しましょう。



環境省

熱中症予防情報サイト

<http://www.wbgt.env.go.jp/>

熱中症のかかりやすさを示す「暑さ指数(WBGT)」を確認しましょう。

砂・ほこり

被災建物付近など粉じんが多い場所では、健康への影響が懸念されます。防じんマスクの着用をお願いします。

ノロウイルス などの感染症

避難所で感染症が発生しています。感染症予防には、皆さん一人ひとりの衛生管理が欠かせません。食事前やトイレでの手洗いを必ず行うとともに、体調が悪いと感じた場合はすぐに管理者等にお知らせください。

- 食事の前には必ず手洗いを。

水が出ない場合はアルコール消毒剤を多めに手に取り、手拭き用の紙で拭き取りましょう。

- 食べ物に直接手をふれることは、できる限り避けましょう。

袋入りの食べ物は、手でちぎって食べたりせず、直接食べましょう。おにぎりを握る時は、使い捨て手袋の使用やラップに包んで作りましょう。

- トイレはきれいに使いましょう。

トイレを汚した場合には管理者等にお知らせください。使用前後は便座を拭きましょう。

お口(くち) の衛生

- 食事は決められた時間にとり、規則正しい生活を心がけましょう。
- 食後はキシリトール入りシュガーレスガムをとりましょう。
- お水が出たらうがい・歯磨きを心がけましょう。

エコノミー クラス症候群

車中泊など、長時間同じ姿勢で座った状態を続けると、血行不良により血液が固まりやすくなり重篤な状態に陥ることもあります。特に高齢者の方は、車の中や避難所に閉じこもってしまいがちです。足を動かしたりこまめに水分をとったりするなどして、エコノミークラス症候群を予防しましょう。

予防方法チェックポイント

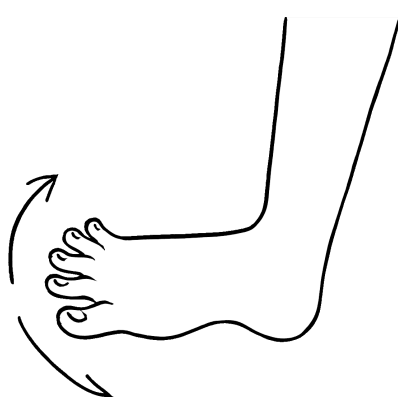
- 長時間の同じ姿勢を避け、歩くなど時々足の運動をしましょう。
- 適度な水分をとりましょう。
- 弾性ストッキングの着用が効果的な場合があります。必要な方は医師にご相談ください。

予防のための足の運動

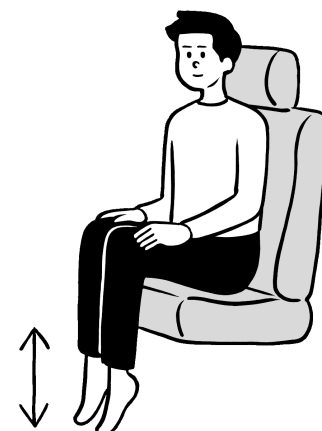
①足の指でグーをつくる



②足の指を開く



③足を上下につま先立ちする



④つま先を上げる



⑤膝を両手で抱え
足の力を抜いて足首を回す



⑥ふくらはぎを軽くもむ



生活不活発病

「生活不活発病」とは、「動かない」（生活が不活発な）状態が続くことにより、心身の機能が低下して、「動けなくなる」ことをいいます。生活不活発病を予防するためには、避難生活においても生活を活発にすることが重要です。適度な運動でストレスの解消に努めましょう。

✂ 避難生活で行う体操

避難所などで生活している被災者が、避難生活中の心身機能の維持と回復のための運動を中心としたセルフメディケーションに役立てられる体操です。

ストレッチ体操（3分間）



1 背伸び脱力 2 体側伸ばし(左右) 3 肩甲骨開き 4 上体ひねり(左右)

関節回しと屈伸体操（3分間）



1 首回し(左右交互4回) 2 手首・足首回し(左右交互5回) 3 ひざ回し(左右交互10回) 4 腰回し(左右交互10回)



5 胸反らし 6 腰反らし 7 足裏伸ばし(左右) 8 ふくらはぎ・アキレス腱(左右)



5 ひざの屈伸(10回以上) 6 脚・ひざの横伸ばし(左右) 7 四股踏み(左右交互10回) 8 腰落とし(10回)

本原稿は、東京都の協力を得て、東京都発行の「東京防災」の一部を編集の上、転載しております。

食中毒

気温が高くなってくると、食べ物が腐りやすく、食中毒が起きやすくなります。抵抗力が弱い方は重症化することもありますので、しっかり防ぐことが大切です。調理や配付、食事の前には、よく手を洗いましょう。水が十分に確保できない場合には、ウェットティッシュ等を活用しましょう。

- 調理をおこなう際、食材を火や熱湯で十分に加熱しましょう。野菜などを生で食べる場合には、よく洗いましょう。
- 下痢、発熱、手指に傷がある方は、食品の調理や配付をおこなわないようにしましょう。
- 調理をおこなう台所や食器などを、可能な限り清潔に保つようにしましょう。
- 避難所などでは、出された食事はできるだけ早く食べるようにしましょう。

保健衛生主管部局 ご担当者の皆様

避難所生活が長期化する中、今後、夏場を迎えるにあたり、避難所で生活される被災者の健康を守るための対策が、より一層重要となってきます。避難所運営・管理やその支援に携わる方々のため、分野横断的に留意すべき事項等を取りまとめた「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」を作成いたしました。ぜひご活用ください。



避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関する ガイドライン

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001enhj-att/2r9852000001enj7.pdf>

アレルギー

日本小児アレルギー学会が、東日本大震災の経験を受け「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」を制作しており、今回の地震でも役立つと考えられます。①ぜんそく②アトピー性皮膚炎③食物アレルギーの子どもたちをお世話される方と、その周囲の方々、行政スタッフ向けに配慮してほしい内容がまとめられています。



日本小児アレルギー学会

災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000122164.pdf>

避難所で医療に携わるの方々向けのマニュアルも作られています。



日本小児アレルギー学会

災害派遣医療スタッフ向け

アレルギー児対応マニュアル

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000122163.pdf>

ご相談ください

被災地でアレルギー症状でお困りのことがあれば、近くの医療関係者にご相談ください。

できるだけはやく近くの医療関係者へ！

重症のアレルギー反応（アナフィラキシーショック）を起こした時に症状をやわらげる「エピペン」をなくしてしまったり、家から持ち出せなかった場合

保健師や栄養士にご相談を！

食物アレルギーのある方は、アレルギーに対応した食事を配布しています。

メール相談窓口

sup_jasp@jspaci.jp

日本小児アレルギー学会が、被災地でアレルギー症状でお困りの子どもやその家族が、メールで相談できる窓口もつくっています。



体調がおかしい？

我慢せず、すぐに避難所管理者や医療機関に相談してください。

嘔吐・下痢・発熱

感染症の症状かもしれません。すぐに医療機関や避難所管理者に相談してください。

片側の足のむくみや痛みなどがある 胸の苦しさ、呼吸困難などがある

→救急車を呼ぶなど、緊急の対応をしてください。

エコノミークラス症候群の可能性がります。

※次の既往や状態の方は特に注意が必要です。

高齢の方/下肢静脈瘤/下肢の手術/骨折等のけが/悪性腫瘍（がん）/過去に深部静脈血栓症、心筋梗塞、脳梗塞等を起こしたことがある/肥満/経口避妊薬（ピル）の使用/妊娠中又は出産直後/生活習慣病（糖尿病、高血圧、高脂血症等）がある等の方

熊本県内 医療機関一覧（2016年5月18日現在）

地域	医療機関施設名	電話番号
熊本	熊本赤十字病院	096-384-2111
	済生会熊本病院	096-351-8000
	熊本大学医学部附属病院	096-344-2111
	独立行政法人国立病院機構熊本医療センター	096-353-6501
	一般社団法人熊本市医師会熊本地域医療センター	096-363-3311
	熊本中央病院	096-370-3111
	熊本機能病院	096-345-8111
	杉村病院	096-372-3222
有明	公立玉名中央病院	0968-73-5000
	荒尾市民病院	0968-63-1115
菊池	独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院	096-242-1000
八代	独立行政法人地域医療機能推進機構熊本総合病院	0965-32-7111
	独立行政法人労働者健康安全機構熊本労災病院	0965-33-4151
芦北	国保水俣市立総合医療センター	0966-63-2101
球磨	独立行政法人地域医療機能推進機構人吉医療センター	0966-22-2191
天草	一般社団法人天草郡市医師会立天草地域医療センター	0969-24-4111
	上天草市立上天草総合病院	0969-62-1122

医療 健康

保険証が無くても医療機関等を受診でき、 受診の負担は猶予されます

保険証を紛失又は自宅等に残して避難している方は、次の事項を医療機関等にお伝えいただければ、保険証がなくても保険診療を受けることができます。また以下の条件に該当すれば、受診の際の負担が猶予されます。

保険証が無く ても受診する

受診時に医療機関等に伝える事項

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 連絡先（電話番号等）
- ④ 加入している医療保険者が分かる情報

被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所及び組合名、後期高齢者医療制度の場合は住所

医療機関等での 自己負担の猶予

平成28年7月末まで



厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000122592.html>

医療機関等の窓口で

下記のいずれかに該当する旨お伝えください

- 住家の全半壊、全半焼または、これに準ずる被災
- 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負ったり行方不明である
- 主たる生計維持者が業務を休止・廃止したり失職して現在収入がない

対象者：熊本県全域の市町村国保、熊本県後期高齢者医療制度、協会けんぽ、熊本県内に所在する健保組合等の加入者

さらに、熊本県全域の市町村国保、後期高齢者医療制度、協会けんぽに加入している方等は、猶予された自己負担は免除されます。

医療 健康

被保険者証・患者票等がなくても、公費負担医療・介護サービスを受けられます

被災に伴い、関連書類等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していること等により、公費負担医療や介護サービスを受けるために必要な手続きをとることができない場合において、被災者の保護及び医療の確保に万全を期す観点から、各制度について被保険者証や患者票等がなくても受診したり介護サービスを受けたりできるものとし、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いといたします。

公費負担医療

受診時に医療機関等に伝える事項

- ① 各制度の対象者であることを申し出
- ② 氏名
- ③ 生年月日
- ④ 住所等

●対象制度

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (3) 難病の患者に対する医療等に関する法律 (4) 特定疾患治療研究事業 (5) 肝炎治療特別促進事業 (6) 児童福祉法 (7) 母子保健法 (8) 生活保護法 (9) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (10) 戦傷病者特別援護法 (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

介護サービス

サービス利用時に伝える事項

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 住所等
- ④ 負担割合 (1割または2割)

●要介護認定 (要支援認定を含む。以下同じ。) について

- ・ 要介護認定の更新申請をすることができる方が要介護認定の有効期間の満了前に申請できない場合についても、要介護認定の更新申請があったものと見なし、引き続きサービスを受けられます。
- ・ 要介護認定の申請後、今回の地震の影響でまだ認定を受けられていない場合も、暫定ケアプランを用いてサービスを受けられます。
- ・ 今回の地震の影響で、被保険者証が提示できない場合においても、要介護認定の更新等の申請ができます。また、市町村の判断により要介護認定申請前にも、介護サービスを利用できる場合があります。

●介護サービス事業所等での自己負担の猶予 (平成28年7月末まで)

介護サービス事業所で、下記のいずれかに該当する旨お伝えください。

- ・ 住家の全半壊、全半焼または、これに準ずる被災
- ・ 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負ったり行方不明である
- ・ 主たる生計維持者が業務を休止・廃止したり、失職して現在収入がない

対象者：熊本県全域の市町村の介護保険に加入している方

さらに熊本県全域の市町村の介護保険に加入している方は、猶予された自己負担が免除されます。

**医療
健康****アフターケア受診・義肢等補装具の
購入・修理費用の支給**（労災保険関係）

平成28年熊本地震により被災されたアフターケア健康管理手帳をお持ちの方、義肢等補装具等を使用されている方及び義肢等補装具費を請求される方のアフターケア及び義肢等補装具費等についての取扱いは以下のとおりとなります。

アフターケア

「アフターケア」とは、仕事や通勤によるケガや病気で療養されている方が、そのケガや病気が治った後も、再発や後遺障害に伴う新たな病気を防ぐための診察等を受診することができる制度です。

- ・ 健康管理手帳を実施医療機関に提示できない場合には、氏名、生年月日及び対象傷病名をお伝えいただければ、アフターケアを受診することができます。
- ・ アフターケアを受けていた実施医療機関が患者受け入れ不可となっている場合や避難先でアフターケア実施医療機関が不明な場合には、最寄りの実施医療機関をご案内いたします。
- ・ アフターケア健康管理手帳をなくした場合などは、健康管理手帳を再交付することができます。

義肢等補装具費

- ・ 震災により義肢等補装具が、き損・亡失・修理不能となった場合には、修理費用又は購入費用を支給することができます。
- ・ 震災により購入・修理費用請求書に添付する採型指導の証明書が得られない場合には、この証明書の添付は不要です。なお、証明書が提出できない理由を都道府県労働局の担当者にお伝えください。

上記についての不明点及びその他の社会復帰促進等事業の取扱いについては、都道府県労働局労災補償課あてにご照会ください。

**都道府県労働局**<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



お金のこと

お金

被災者生活再建支援金の支給

平成28年熊本地震により、熊本県内でお住まいの住宅が全壊等の被害を受けた世帯には「被災者生活再建支援金」が支給されます（定額渡し切り方式）

- 支援金は、「基礎支援金」として全壊等世帯に100万円、大規模半壊世帯に50万円が支給され、この額に、「加算支援金」として住宅を建設・購入する場合は200万円、補修する場合は100万円、賃借する場合は50万円がそれぞれ加算される仕組みとなっています（金額はいずれも世帯人数が複数の場合、単数世帯は各3/4相当の金額）。

単位：万円

区分		基礎支援金	加算支援金		計
		住宅の被害程度	住宅の再建方法		
		基礎支援金（1）	加算支援金（2）		（1）+（2）
複数世帯 （世帯の構成員が複数）	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
単数世帯 （世帯の構成員が単数）	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75

※解体世帯とは、半壊解体世帯、敷地被害解体世帯をいいます。住宅が「半壊」または「大規模半壊」の罹災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとも非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、「解体世帯」として、「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。

- 支援金の申請は、申請書に必要書類を添えて被災当時に居住していた市町村の窓口で受け付けます。



熊本県「熊本地震に係る被災者生活再建支援金について」

http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_15528.html

お金

一時的な生活費の貸付

一時的な生活費を必要とする世帯に対して、市町村の社会福祉協議会で生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金（少額資金）の貸付を行っています

●緊急小口資金の内容

貸付対象者	被災世帯（低所得世帯に限らない）
貸付上限	10万円以内（特別な場合（※）20万円以内）
据置期間	1年以内
償還期限	据置期間経過後2年以内
貸付利子	無利子
連帯保証人	不要

※特別な場合

- （1）世帯員の中に死亡者がいるとき
- （2）世帯員に要介護者がいるとき
- （3）世帯員が4人以上いるとき
- （4）重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に社会福祉協議会会長が認めるとき

●受付窓口

住所を有する市町村社会福祉協議会又は避難をしている避難所等が所在する市町村社会福祉協議会が受付窓口となります。

（県外に避難されている場合は、避難先の都道府県社会福祉協議会での貸付となります）

●貸付に必要なもの

- ・身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、住民票 等）
- ・印鑑（印鑑がない場合は拇印でも差し支えありません）
- ・預金通帳又はキャッシュカード



【熊本県社会福祉協議会】生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内

http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/kiji/upload/p21610641_1064_1%E3%83%81%E3%83%A9%E3%82%B75.2.pdf

お金

生活保護制度における義援金の取扱い

熊本地震により被災された方に対して
義援金の支給が始まります

生活保護受給者がこうしたお金を受け取り、生活再建等に使われる費用については、原則、収入とは見なさず、手元に残るお金となります。

担当ケースワーカーにご相談ください



厚生労働省HP 生活保護制度における義援金の取扱いについて

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123912.html>

お金

金融庁相談ダイヤルをご活用ください

「手元に通帳・カードが無い」

「借入れに関して相談したい」

「地震保険について聞きたい」

など、被災者の皆さまが金融機関等とのお取引に関することでお悩みのときは金融庁相談ダイヤルにどうぞ。専門の相談員がお答えいたします。

金融庁
相談ダイヤル

0120-156-811

(通話料無料)

※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

平日10:00～17:00

ファックスでの受付：03-3506-6699

メールでの受付：28kumamoto@fsa.go.jp

文書での受付：〒100-8967

東京都千代田区霞が関3-2-1

中央合同庁舎第7号館

金融庁 金融サービス利用者相談室

お金

国民年金保険料の免除、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金等の納付猶予

災害により、財産に相当な損害を受け、納付者が納付すべき保険料を一時に納付することができないと認められるときは、本人の申請により、国民年金保険料の免除や、厚生年金保険料等の納付の猶予を受けることができます。

被災者専用 相談ダイヤル

4/21から運用開始

被災者専用フリーダイヤル

0120-558-656

(通話料無料)

日本年金機構

月曜：8:30～19:00

火曜～金曜：8:30～17:30

土日・祝日：8:30～17:30

※6月以降の受付日時についてはホームページで改めてご案内いたします。

●相談内容

国民年金の適用、保険料に関する相談、厚生年金保険の適用、徴収に関する相談、年金給付に関する相談

国民年金保険料 免除について

ご本人の申請とその損害額等に基づき、国民年金保険料の全額免除又は一部の免除を受けることができます。全額免除等は、住宅等の財産について被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けられた方が申請された場合に対象となります。

お金

生命保険の保険料払込猶予と 保険金支払の迅速化

各生命保険会社では、災害により災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しています。

保険料払込猶予 期間の延長

保険契約者からのお申し出により、保険料の払込みに
ついて、猶予する期間を最長6ヵ月間延長いたします。

保険金・給付金 契約者貸付金等 の簡易迅速支払

お申し出により、必要書類を一部省略する等により、
簡易迅速なお支払いをいたします。

各生命保険会社では、被災されたお客さまのご契約 については、地震による免責条項等は適用せず、災 害関係保険金・給付金の全額をお支払いすることを 決定いたしました

※お取扱いの詳細につきましては、ご契約されている生命保険会社にお問い合わせください。

災害地域生保契約照会制度のお知らせ

生命保険協会は、災害救助法が適用された地域において被災されたお客さまについて、家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な場合等において、生命保険契約の有無のご照会（災害地域生保契約照会制度）に応じます。なお、ご利用対象者は、原則としてご照会対象者（被災された方）のご家族（配偶者、親、子、兄弟姉妹）とさせていただきます。

●生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」

フリーダイヤル 0120-001731

【受付時間】月～金曜日（祝日を除く） 9:00～17:00

お金

地震保険、自動車保険、傷害保険等の損害 保険に関する手続猶予や問い合わせ先等

被災された方々からの、地震保険、自動車保険、傷害保険等に関するお問い合わせ先、災害救助法が適用された地域における、手続きの猶予等のお知らせに関する情報です。

地震保険

損害保険各社では、地震保険をご契約されている建物または家財について損害を調査し、損害の程度に応じて保険金をお支払いいたします。

●日本損害保険協会の相談窓口：そんぽADRセンター

電話番号：0570-022808（ナビダイヤル：通話料有料）

* IP電話からは、以下の直通番号へおかけください。

電話番号092-235-1761（通話料有料）

受付時間：9:15～17:00（土・日・祝日および12月30日～1月4日を除く）

※当面は、土・日・祝日も窓口を開けて地震保険に関する相談をお受けいたします。

災害救助法が適用された地域で、家屋等の倒壊・焼失等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失った方は、以下の「自然災害損保契約照会センター」で照会を受け付けます。なお、原則として、被災された方（ご本人）、被災された方（ご本人）の親族（配偶者・親・子・兄弟姉妹）からのご照会に限ります。

●自然災害損保契約照会センター

電話番号：0120-501331（フリーダイヤル：通話料無料）

0570-001830（ナビダイヤル：通話料有料）

* IP電話からは、以下の直通番号へおかけください。

電話番号03-6836-1003（通話料有料）

受付時間：9:15～17:00（土・日・祝日および12月30日～1月4日を除く）

※当面は、土・日・祝日も窓口を開けて照会をお受けいたします。

地震保険

以外の保険

火災保険、自動車保険、傷害保険など

原則として地震、噴火、津波による損害は補償の対象となりません。ただし、地震や噴火、津波による損害を補償する特約が付帯されている場合は保険金をお支払いいたします。また、以下のような特別措置を講じています。

1. 継続契約の締結手続き猶予

継続契約の締結手続きについて、最長6か月間（2016年10月末日まで）、猶予できるものとします。

2. 保険料の払い込み猶予

保険料の払い込みについて、最長6か月間(2016年10月末日まで)、猶予できるものとします。

自賠責保険

道路運送車両法第61条の2の規定に基づき自動車検査証の有効期間が延長された地域に使用の本拠を有する自動車等について、次の特別措置を実施することとしました。

1. 継続契約の締結手続き猶予

継続契約の締結手続きについて、次のとおり猶予できるものとしてします。

- ①自動車検査証の有効期間が5月15日まで延長されるもの
・・・2016年5月15日まで
- ②自動車検査証の有効期間が6月15日まで延長されるもの
・・・2016年6月15日まで

2. 保険料の払い込み猶予

保険料の払い込みについて、最長6か月間(2016年10月末日まで)、猶予できるものとしてします。

詳しくは、ご契約の損害保険会社または損害保険代理店にご相談ください。

自動車検査証有効期間延長

熊本県の一部地域（※1）に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が4月15日から6月14日までの車両について、6月15日まで自動車検査証の有効期間を延長します。

（※1）熊本市、宇土市、宇城市、美里町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、菊池市、合志市、大津町、菊陽町、玉名市、玉東町、山鹿市、阿蘇市、南小国町、小国町、南阿蘇村、西原村、八代市、氷川町

なお、上記地域を除く熊本県全域と大分県の一部地域（※2）に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が4月15日から5月14日までの車両に係る自動車検査証の有効期間の延長は5月15日までですのでご注意ください。

（※2）別府市、日田市、竹田市、豊後大野市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町

お金

年金の支払い停止解除

通常、以下に該当する方で一定の所得があった場合は支給を停止されますが、被災に伴い、住宅、家財又はその他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方に対しては、所得を理由とする支給の停止は行いません。現在、年金を停止されている方につきましては、停止を解除し、年金をお支払いします。

- ・ **20歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金の受給権者**
- ・ **老齢福祉年金の受給権者**
- ・ **特別障害給付金の受給資格者**

翌年（平成29年7月）に送付する所得状況届により前年（平成28年）の所得確認を行います。前年の所得が年金の所得制限額を超えていたことが判明した場合には、損害を受けた月まで遡って支給停止が行われます。

お金

住宅ローン等の免除・減額申し出

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、住宅ローンなどの免除・減額を金融機関等へ申し出ることができます。

対象者

自然災害（※）の影響によって、住宅ローンや事業性ローン、リース等の既往債務を弁済することができないまたは近い将来弁済できないことが事実と見込まれるなどの一定の要件を満たした個人または個人事業主

（※）平成27年9月2日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害

特徴

破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことは、個人信用情報として登録されません。また、財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができます。

手続きの流れ

- ① 最も多額のローンを借りている金融機関等へガイドラインの手続着手を希望することを申し出ます。このとき、金融機関等から借入の状況などをお聞きします。
- ② 「①」の金融機関等からガイドラインの手続着手について同意が得られたら、地元弁護士会などを通じて全国銀行協会に対し「登録支援専門家（※）」による手続支援を依頼します。

「登録支援専門家」とは、弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士の資格を有し、中立公正な立場からガイドラインの手続支援を行う専門家で、その費用は無料となっています。

- ③ 金融機関等に債務整理を申し出て、申出書のほか財産目録などの必要書類を提出します。罹災証明書の提出は、後日でも差し支えありません。
- ④ 「登録支援専門家」の支援を受けながら、金融機関等との協議を通じて、債務整理の内容を盛り込んだ書類（調停条項案）を作成し、「登録支援専門家」を経由して、金融機関等へ「調停条項案」を提出します。
- ⑤ 全ての金融機関等から同意が得られた場合、簡易裁判所へ特定調停を申し立てます（申立費用は債務者のご負担となります。）。
- ⑥ 特定調停手続により調停条項が確定すれば債務整理成立です。

詳しくは、ローンの借入先にお問い合わせください。

●借入先が銀行の場合

全国銀行協会相談室

0570-017109 または 03-5252-3772

※受付日：月～金曜日（祝日および銀行の休業日を除く）

受付時間：9:00～17:00

お金

被災住宅を復旧するための資金の融資

住宅に被害を受けられた方に対する災害復興住宅融資のご案内です。

融資の相談

住宅金融支援機構
お客さまコールセンター
(災害専用ダイヤル)

0120-086-353 (通話料無料)

※ 国際電話等でご利用いただけない場合は、次の番号におかけください。

048-615-0420 (通話料有料)

※電話相談は土曜日及び日曜日もご利用いただけます。
(祝日及び年末年始を除きます。)

【受付時間】 9:00～17:00

熊本センター（熊本県熊本市）に現地相談窓口を設置しております。面談による相談等をご希望の場合は、上記お客さまコールセンターまでお問い合わせください。

住宅金融支援機構の融資をご返済中の方へ（お問合せのご案内）

住宅金融支援機構から融資（フラット35・旧住宅金融公庫融資を含みます。）を受け、現在ご返済中のお客さまから今後のご返済に関するご相談を承っております。ご利用中の金融機関の窓口にご相談ください。

●特約火災保険に付帯された地震保険のお支払に関するお問合せ

損害保険ジャパン日本興亜(株)
事故サポートセンター（24時間365日受付）

0120-727-110（通話料無料）

●機構団体信用生命保険に関するお問合せ

住宅金融支援機構お客さまコールセンター（団信専用ダイヤル）

0120-0860-78（通話料無料）

※国際電話等でご利用いただけない場合は、次の番号におかけください。

048-615-3311（通話料有料）**【受付時間】 平日9:00～17:00**

お金

被災した労働者の方へ災害復旧資金の融資

預金通帳・証書・届出印を紛失した場合でも
支払いを行います

九州労働金庫において、今回の被災の影響により預金通帳・証書・届出印を紛失した場合でも、本人確認をした上で支払いを行います。また、被災した労働者の方に対して災害復旧資金の融資も行います。

九州ろうきん

お客さまサービス室

0120-796-210 (通話料無料)

【受付時間】 平日 9:00～17:00

お金

雇用保険失業給付の特例措置

災害により休業した方、 一時的に離職を余儀なくされた方が 雇用保険の失業手当を受給できる特例措置

熊本県内の会社で勤務していた方であれば、災害により会社が休業し賃金が支払われない場合や、事業再開後に会社に戻ることを約束して一時的に離職した場合でも失業給付を受給できます。

(雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。)

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

ハローワークに来所できない場合の 「失業の認定日の変更」

交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで失業給付の手続きをすることができます。

(受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができます。お近くのハローワークにご相談ください。)

- ・ 雇用保険失業給付を受給している方が、地震等の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます(事前の申し出は不要です)。
- ・ 失業の認定日にハローワークに来所できなかった方は、来所日の前日までの失業の認定を一括で行います。
- ・ やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。

熊本労働局管内ハローワーク 及び 日田、豊後大野ハローワーク（大分県）



熊本労働局

<http://kumamoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



大分労働局

<http://oita-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
熊本労働局 職業安定部職業安定課	〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9階	096-211-1703
ハローワーク熊本	〒862-0971 熊本市中央区大江6-1-38	096-371-8609
ハローワーク上益城 (出張所)	〒861-3206 上益城郡御船町辺田見395	096-282-0077
ハローワーク八代	〒866-0853 八代市清水町2-67	0965-31-8609
ハローワーク菊池	〒861-1331 菊池市隈府771-1	0968-24-8609
ハローワーク玉名	〒865-0064 玉名市中1334-2	0968-72-8609
ハローワーク天草	〒863-0050 天草市丸尾町16-48	0969-22-8609
ハローワーク球磨	〒868-0014 人吉市下薩摩瀬町1602-1	0966-24-8609
ハローワーク宇城	〒869-0502 宇城市松橋町松橋266	0964-32-8609
ハローワーク阿蘇	〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2318-3	0967-22-8609
ハローワーク水俣	〒867-0061 水俣市八幡町3-2-1	0966-62-8609
ハローワーク日田	〒877-0012 大分県日田市淡窓1-43-1	0973-22-8609
ハローワーク豊後大野	〒879-7131 大分県豊後大野市三重町市場1225-9 三重合同庁舎3階	0974-22-8609

お金

労災保険の支給

労働者の方が「**工作中**」や「**通勤中**」に地震により建物が崩壊したこと等が原因となって被災された場合には、「**労災保険**」による給付を受けられます

- ・ 請求にあたって事業主や医療機関の証明が受けられなくても請求書は受け付けています。
- ・ 労災年金等の預金通帳・証書・届出印等を紛失した場合でも支払いを行います。

熊本労働局

雇用環境・均等室

または、最寄りの労働基準監督署(P.52参照)へ。

096-352-3865 (通話料有料)

【受付時間】 平日 8:30～17:15

労災給付の振込先金融機関の 通帳・キャッシュカードを紛失していても 払い戻し対応可能です

労災給付の振込先に指定された金融機関の通帳・キャッシュカードを紛失した場合であっても、各金融機関において非常時の取り扱いがなされ、預金者本人と確認できれば、預金の払い戻しに応じるとされていますので、詳細については、金融機関の窓口へご相談ください。なお、届出印のない場合においても、拇印を認めることとされていますので、こちらについても金融機関の窓口へ直接お問い合わせください。

労災年金の年金証書を紛失した場合は 労働基準監督署へ (P.52参照)

労災年金証書を紛失した場合、年金証書の再発行を受けることができます。労災年金の支給決定を受けた労働基準監督署で「年金証書再交付申請書」を提出してください。(申請書様式はどの労働基準監督署でも入手できます)

お金

労災年金の定期報告書の提出期限延長

労災年金の定期報告書の提出期限が
6月30日から8月31日まで延長されます

- ・熊本県内にお住まいの方の定期報告書（労災就学等援護費の定期報告書を含む。）の提出期限は通常は6月30日までとなっておりますが、8月31日に延長されます。
- ・ご自宅を離れて避難生活を余儀なくされている方は、労災年金の確実な給付のため、連絡が可能な携帯番号などを最寄りの労働基準監督署までご連絡をお願いします。
- ・定期報告書の添付書類（診断書等）について、ご提出が困難な方は、最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

熊本県内の労働基準監督署

労働基準監督署	所在地	電話番号
熊本労働基準監督署	〒862-8688 熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎	096-362-7100
八代労働基準監督署	〒866-0852 八代市大手町2-3-11	0965-32-3151
玉名労働基準監督署	〒865-0016 玉名市岩崎273（玉名合同庁舎）	0968-73-4411
人吉労働基準監督署	〒868-0014 人吉市下薩摩瀬町1602-1	0966-22-5151
天草労働基準監督署	〒863-0050 天草市丸尾町16-48	0969-23-2266
菊池労働基準監督署	〒861-1306 菊池市大琳寺236-4	0968-25-3136

お金

中小企業退職金共済・勤労者財産形成持家融資の特例

中小企業退職金共済について 掛金の納付期限延長等ができます

一般の中小企業退職金共済制度について、掛金の納付期限延長等を行っています。
また、特定業種（建設業・清酒製造業・林業）退職金共済制度について、共済手帳を紛失した場合、再交付を受けられます。詳しくは各制度窓口にご相談ください。

独立行政法人
勤労者退職金
共済機構

【受付時間】

平日 9:00～17:15

●一般の中小企業退職金共済制度

03-6907-1234

●建設業退職金共済制度

03-6731-2831

●清酒製造業退職金共済制度

03-6731-2887

●林業退職金共済制度

03-6731-2887

勤労者財産形成持家融資について 返済猶予が受けられます

財形持家融資を受け、災害により返済が困難となった方に対して、最長3年間返済を猶予し、その期間の金利を最大1.5%引き下げます。返済の猶予を希望されない方には、返済期間を最長3年間延長します。

詳しくは、現在ご返済中の財形業務取扱金融機関または独立行政法人 勤労者退職金共済機構 勤労者財産形成事業部にご相談ください。



独立行政法人 勤労者退職金共済機構 勤労者財産形成事業部

電話 03-6731-2941 【受付時間】 平日 9:00～17:15

http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/pdf/kumamoto_gisin2016.pdf

お金

個人向け国債の中途換金を請求する場合 の手続きの特例

りさい 罹災証明書等の提出がなくても 個人向け国債の中途換金を受け付けます

個人向け国債については、中途換金ができない期間（発行から1年間）であっても、災害救助法による救助が行われる災害が発生し、当該災害により被害を受けられたときは、罹災証明書等を提出すれば中途換金ができることとなっています。

しかしながら、今回の平成28年熊本地震では、一部の市町村役場が直接災害を受けるなど、中途換金の際に提出が必要な罹災証明書等の発行が困難な状況となっています。

このため、中途換金を希望する被災者の方が円滑に中途換金を受けられるよう、本人の氏名及び対象地域に居住していることが確認できる場合には、臨時特例措置として、罹災証明書等の提出がなくても中途換金を受け付けることとします。

（注）今回の臨時特例措置の対象地域は、上記地震により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要として災害救助法の適用を受けている市町村（現在のところ、熊本県内の45市町村）です。なお、今後、災害救助法の適用区域が拡大されれば対象地域として自動的に追加されます。

手続きについては口座を開設されている取扱機関へお尋ねください。



事業主の方へ

事業主

中小企業者向け情報

中小企業者向け支援策ガイドブックを 配布しています

中小企業庁では、被災された中小企業の方々に向けた支援策をまとめた「被災中小企業者等支援策ガイドブック」を作成しています。特別相談窓口の設置や、災害復旧貸付の実施等の情報を掲載しています。



「被災中小企業者等支援策ガイドブック」ほか事業者向け情報（首相官邸）

熊本地震被災者の皆さまへ 政府応援情報

http://www.kantei.go.jp/jp/headline/saigai/kumamoto_hisai.html#jigyo

労働者に休業手当を支払った事業主は 雇用調整助成金を利用できます

地震に伴う「経済上の理由」により休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者に休業手当を支払った場合、雇用調整助成金を利用できます（熊本地震の影響による休業であれば熊本県以外の事業所でも利用できます）。

○労働者に支払った休業手当相当額の

4 / 5（中小企業の場合）又は2 / 3（大企業の場合）を助成します。

ただし、九州各県外の事業所については2 / 3（中小企業）又は1 / 3（大企業）を助成します。

○地震に伴う「経済上の理由」とは、例えば次のような場合が該当します。

- ・取引先の地震被害のため、原材料や商品等取引ができない場合
- ・交通手段の途絶により、来客がない、物品の配送ができない場合
- ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- ・風評被害により、観光客が減少した場合
- ・事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

詳細な内容や、お困りのことがあれば、労働局、ハローワークへご相談ください。

(P.50参照)

事業主

農林水産業を営む方へ

平成28年熊本地震の 農林水産業に関する相談窓口を設置しました

受付時間：平日8:30-19:00

九州農政局
熊本支局
地方参事官
ホットライン

096-300-6020

FAX：096-211-9589

◎ホームページから熊本支局への相談、問合せは、
下記メールフォームへご記入ください。<https://www.contact.maff.go.jp/kyusyu/form/1c1b.html>

なお、九州各県にも相談窓口を設置しております。

九州農政局 福岡支局地方参事官ホットライン
電話番号：092-281-8261（内線501）
FAX番号：092-281-3202

✉ <https://www.contact.maff.go.jp/kyusyu/form/b3e2.html>

九州農政局 佐賀支局地方参事官ホットライン
電話番号：0952-23-3131
FAX番号：0952-22-0544

✉ <https://www.contact.maff.go.jp/kyusyu/form/6f8a.html>

九州農政局 長崎支局地方参事官ホットライン
電話番号：095-845-7121
FAX番号：095-845-7179

✉ <https://www.contact.maff.go.jp/kyusyu/form/b3a3.html>

九州農政局 大分支局地方参事官ホットライン
電話番号：097-532-6131（内線200）
FAX番号：097-532-6135

✉ <https://www.contact.maff.go.jp/kyusyu/form/e663.html>

九州農政局 宮崎支局地方参事官ホットライン
電話番号：0985-22-5919
FAX番号：0985-27-2035

✉ <https://www.contact.maff.go.jp/kyusyu/form/3ac1.html>

九州農政局 鹿児島支局地方参事官ホットライン
電話番号：099-222-5840
FAX番号：099-224-1501

✉ <https://www.contact.maff.go.jp/kyusyu/form/58f2.html>

九州農政局 鹿屋駐在所地方参事官
電話番号：0994-43-3222
FAX番号：0994-42-0178

◎ホームページから各支局への相談、問合せは、
それぞれのメールフォーム（URL）へご記入ください。



情報

情報

許認可等の有効期間の延長など

平成28年熊本地震による災害は、特定非常災害特別措置法に基づく特定非常災害に指定されました。これにより、次の①～④の措置が講じられます。

① 許認可等の存続期間（有効期間）の延長

一定の地域の方々を対象に、運転免許のような許認可等（平成28年4月14日以後に満了するもの）について、存続期間（有効期間）が最長で平成28年9月30日（金）まで延長されます。

主な例

運転免許

飲食店営業の
許可薬局の開設
医薬品販売業の
許可無線局の
免許

◎対象となる具体的な許認可等、対象地域、延長後の満了日については、下記QRコードをご参照ください。



平成28年熊本地震において適用される「行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置」について

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan04_02000045.html

② 期限内に履行されなかった届出等の義務の猶予

法令に基づく届出等の義務が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものであることが認められた場合には、平成28年7月29日（金）までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません。

③法人に係る破産手続開始の 決定の留保

破産手続開始の申立ては、債務者自らがする場合のほか、債権者もすることができます。しかし、平成28年熊本地震の影響を受けて債務超過に陥った法人に対しては、債権者から破産手続開始の申立てをされたとしても(1)法人が清算中である場合又は(2)法人が支払不能である場合を除き、平成30年4月13日（金）までの間、裁判所による破産手続開始の決定はされません。

④相続放棄等の熟慮期間の延長

熊本県に住所を有していた相続人の方々を対象に、「相続の承認又は放棄」の熟慮期間（平成28年4月14日以後に満了するもの）が平成28年12月28日（水）まで延長されます。

◎相続の承認又は放棄の手続やこの措置の対象となる方々の範囲等の詳細については、下記URLをご参照ください。



平成28年熊本地震の発生時（平成28年4月14日）に熊本県に住所を有していた相続人の方々へ

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00186.html

◎相続問題等について、解決に役立つ法制度や相談窓口等の情報についてのご案内は「震災 法テラスダイヤル」へお問合せください。

(P.16参照)

情報

避難所を運営される方へ

避難所では地域の特性や実情を踏まえ、良好な生活環境を保持することが求められます。避難所の運営等に関しては、内閣府が作成したガイドラインなどをご活用ください。

平成28年4月に改定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の下に市町村が取り組むべき事項についてより具体的に示した3つのガイドラインを新たに作成し、公表しています。

●避難所運営ガイドライン

災害対応の各段階において、実施すべき19の業務とチェックリストを紹介

●避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン

トイレの個数目安を図るためのモデルケースと必要数計算シートを紹介

●福祉避難所の確保・運営ガイドライン

要配慮者の支援体制、移送手段の確保や避難者を適切な避難所に誘導するための工夫

上記の取組指針やガイドラインの詳細



内閣府「避難所の生活環境対策」

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>

男女共同参画の視点での避難所運営を

避難所の開設・運営においては、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮することが必要です。女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な主体の意見を踏まえた避難所運営を行うため、管理責任者や自治的な運営組織の役員には男女両方が参画しましょう（次頁がチェックシートになっています）。



男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針

<http://www.gender.go.jp/policy/saigai/shishin/index.html>

避難所を運営される方向け：男女共同参画の視点から

避難所チェックシート

女性や子育て家庭に配慮した避難所の開設

- 異性の目線が気にならない物干し場、更衣室、休養スペース等
- 授乳室
- 間仕切り用パーティションの活用
- 乳幼児のいる家庭用エリア
- 単身女性や女性のための世帯用エリア
- 安全で行きやすい場所の男女別トイレ（鍵を設置）・入浴設備の設置(仮設トイレは、女性用を多めにするのが望ましい)
- ユニバーサルデザインのトイレ
- 女性トイレ・女性専用スペースへの女性用品の常備

男女共同参画の視点に配慮した避難所の運営管理

- 管理責任者への男女両方の配置
- 自治的な運営組織の役員への女性の参画の確保（女性の割合は少なくとも3割以上を目標にする）
- 女性や子育て家庭の意見及びニーズの把握（民間支援団体等の協力によるニーズ調査、意見箱、女性リーダーによる意見の集約等）
- 女性用品（生理用品、下着等）の女性の担当者による配布
- 避難者による食事作り・片付け、清掃等の役割分担（男女を問わずできる人が分担し、性別や年齢によって役割を固定化しない）
- 相談体制の整備、専門職と連携したメンタルケア・健康相談の実施（個室やパーティション等を活用し、プライバシーを確保したスペースで実施）
- きめ細かな支援に活用できる避難者名簿の作成及び情報管理の徹底（氏名、性別、年齢、支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）、外部からの問合せに対する情報の開示・非開示の可否、等）
- 配偶者からの暴力の被害者等の避難者名簿の管理徹底
- 就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備、暴力を許さない環境づくり
- 防犯ブザーやホイッスルの配布
- 不安や悩み、女性に対する暴力等に対する相談窓口の周知、男性相談窓口の周知

情報

コミュニティラジオのご案内

被災地では、コミュニティFM放送局や自治体による臨時災害放送局（FM）が、地域の避難所情報や生活情報等を発信しています。市販のFMラジオのほか、一部の放送局についてはスマートフォン等によりインターネットを通じても聞くことができます。

コミュニティFM放送局一覧

地域	事業者名	放送番組名	周波数 (MHz)	URL	
熊本県	熊本市	(株)熊本シティエフエム	FM791	79.1	http://fm791.jp/
	八代市	(株)エフエムやつしろ	かっぱFM	76.5	http://www.kappafm.com/
	小国町	(株)エフエム小国	green pocket	76.5	http://fmoguni.com/
大分県	中津市	(株)FMなかつ	NOAS FM	78.9	http://789.fm/
	佐伯市	さいき市民放送(株)	エフエム佐伯	76.3	http://saiki763.fm/
	由布市	(株)ゆふいんラヂオ局	ゆふいんラヂオ局	87.4	http://874.fm/

臨時災害放送局一覧（H28.5.12現在）

県名	自治体名	局名	周波数 (MHz)	その他
熊本県	甲佐町	こうささいがいエフエム	80.7	4/23より放送開始。 甲佐町役場から放送。
	御船町	みふねさいがいエフエム	84.7	4/25より放送開始。 御船町役場から放送。
	益城町	ましきさいがいエフエム	89.0	4/27より放送開始。 益城町保健福祉センターから放送。

注1 放送時間は、放送局によって異なります。

注2 臨時災害放送局は、臨時の放送局ですので、放送を終了・休止する場合があります。

情報

公衆無線LANご利用について

公衆無線LANサービスを無料で利用できます

00000JAPAN

主に携帯電話事業者が有料で提供している公衆無線LANサービスについて、現在、熊本県と避難所において無料で開放されています。

スマートフォン等のWi-Fiの設定画面において「00000JAPAN」というSSIDをタップいただくとどなたでもWi-Fiを無料でご利用いただけます。

この公衆無線LANは、多くの被災者の方が利用できるよう暗号化等の特段のセキュリティ対策は講じておりません。IDやパスワードの入力については、ご注意ください。

情報

各種アプリのご案内

すべて
無料外国人の方や、聴覚障害者の方の
コミュニケーションをサポートするアプリ

外国人とのコミュニケーションに

多言語音声翻訳アプリ

VoiceTra

「VoiceTra」は、下の表にある様々な言語間で翻訳します。

翻訳できる言語（29言語）

翻訳できる言語は29言語（中国語、ポルトガル語の方言を含めると31言語）です。

🗣️ 音声で入力できる（19言語対応）		🔊 音声が出力される（15言語対応）		※試用版には★マークがついています
🗣️🔊 日本語	🗣️🔊 スペイン語	🗣️🔊 台湾華語	🗣️🔊★ ポーランド語	
🗣️🔊 英語	🗣️🔊★ ミャンマー語	🗣️🔊 デンマーク語	🗣️🔊★ ポルトガル語	
🗣️🔊 中国語	🗣️🔊 アラビア語	🗣️🔊 ドイツ語	🗣️🔊★ ポルトガル語（ブラジル）	
🗣️🔊 韓国語	🗣️🔊 イタリア語	🗣️🔊★ トルコ語	🗣️🔊★ マレー語	
🗣️🔊★ タイ語	🗣️🔊 ウルドゥ語	🗣️🔊★ ネパール語	🗣️🔊★ モンゴル語	
🗣️🔊★ フランス語	🗣️🔊 オランダ語	🗣️🔊★ ハンガリー語	🗣️🔊★ ラオ語	
🗣️🔊★ インドネシア語	🗣️🔊★ クメール語	🗣️🔊★ ヒンディ語	🗣️🔊★ ロシア語	
🗣️🔊★ ベトナム語	🗣️🔊★ シンハラ語	🗣️🔊★ フィリピン語		

- ・ダウンロード、ご利用もすべて無料（※）です。
- ・VoiceTraは利用時にサーバとの接続が必要なため、通信環境やメンテナンス状況によっては、ご利用いただけない場合があります。

聴覚障害者と健聴者とのコミュニケーションに

聴覚障害者接遇支援アプリ

SpeechCanvas

- ・聴覚障害者と健聴者との会話を、音声認識技術を使って強かにサポートするiOS上で使用できるアプリです。
- ・ダウンロード、ご利用もすべて無料（※）です。
- ・事前にインストールしておけば、インターネットが繋がらなくても安心してご利用いただくことができます。
- ・役所での窓口応対や店頭での接客サービスのほか、職場や学校、ご家庭など、生活のさまざまなシーンでお使いいただけます。

聴覚障害者と健聴者との
コミュニケーション支援アプリ

こえとら

- ・聴覚障害者と健聴者とのスムーズなコミュニケーションを支援するアプリです。
- ・ダウンロード、ご利用もすべて無料（※）です。
- ・事前にインストールしておけば、インターネットが繋がらなくても安心してご利用いただくことができます。

各種アプリのダウンロードは こちらをご参照ください

多言語音声翻訳アプリ

VoiceTra



iOS版

<https://itunes.apple.com/jp/app/id581137577?mt=8>



Android版

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.nict.voicetra>

聴覚障害者接遇支援アプリ

SpeechCanvas



iOS版

<https://itunes.apple.com/jp/app/speechcanvas/id920330942>

聴覚障害者と健聴者との
コミュニケーション支援アプリ

こえとら



iOS版

<https://itunes.apple.com/jp/app/koetora/id653293704>



Android版

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.nict.koetra>

(※) アプリのダウンロードにはインターネット接続によるデータ通信を必要とします。
また、アプリご利用の際にインターネット接続が可能な場合はデータ通信を行います。
その際の通信料はご利用者様の負担となります。

平成28年度補正予算について

住宅の確保や生活再建支援金の支給など被災者支援に要する経費を計上するとともに『熊本地震復旧等予備費』を創設し、今後、被災者の方々の事業再建、道路・施設等のインフラ復旧や、がれき処理等を迅速に進めていくための十二分の備えを整えました。

(注) 平成28年度当初予算に計上している予備費等と合わせ、当面の復旧対策に万全を期します。

追加歳出

7,780億円

(内訳)

災害救助等関係経費 780億円

①災害救助費等負担金
573億円

：県が支弁する避難所や応急仮設住宅の供与等に要する費用の一部を負担するために必要な経費

②被災者生活再建支援金補助金
201億円

：住宅が全壊した世帯等に対し支給される被災者生活再建支援金に要する費用の一部を補助するために必要な経費

③災害弔慰金等負担金等
6億円

：災害により死亡した者の遺族に対して支給される災害弔慰金及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給される災害障害見舞金に要する費用の一部を負担するために必要な経費

熊本地震復旧等予備費 7,000億円

平成28年熊本地震による災害に係る復旧に要する経費その他の同災害に係る緊急を要する経費の予見し難い予算の不足に充てるための予備費

この発行物に掲載している情報は5月18日時点の情報です。ご注意ください。
この発行物については今後の更新予定はありませんが、首相官邸ホームページや特設ツイッターでは随時情報を更新していますので、ご活用いただければ幸いです。



①首相官邸ホームページ
「熊本地震被災者の皆様へ 政府応援情報」

http://www.kantei.go.jp/jp/headline/saigai/kumamoto_hisai.html



②特設ツイッター
「熊本地震被災者の皆様へ 政府応援情報」
@kantei_hisai

発行



内閣官房
内閣広報室

〒100-8968
東京都千代田区永田町1-6-1



この発行物について、お気づきの点がございましたら「熊本地震被災者応援ブックについて」と明記の上、ご連絡いただければ幸いです。

首相官邸ホームページ「ご意見募集」
https://www.kantei.go.jp/jp/forms/goiken_ssl.html